Ⅱ－２　港湾測量・調査等
業務委託共通仕様書

Ⅱ　港湾測量・調査等業務委託共通仕様書

目　　次

第 Ⅱ 編　港湾測量・調査等業務委託共通仕様書

第 1 章　総 則

第 1 節　総 則

Ⅱ－ 1－ 1－ 1　適用 ……Ⅱ－2－ 1
Ⅱ－ 1－ 1－ 2　用語の定義 ……Ⅱ－2－ 1
Ⅱ－ 1－ 1－ 3　受発注者の義務 ……Ⅱ－2－ 3
Ⅱ－ 1－ 1－ 4　業務の着手……Ⅱ－2－ 4
Ⅱ－ 1－ 1－ 5　測量の基準 ……Ⅱ－2－ 4
Ⅱ－ 1－ 1－ 6　業務の実施 ……Ⅱ－2－ 4
Ⅱ－ 1－ 1－ 7　調査地点の確認 ……Ⅱ－2－ 4
Ⅱ－ 1－ 1－ 8　設計図書の支給及び点検 ……Ⅱ－2－ 4
Ⅱ－ 1－ 1－ 9　監督職員 ……Ⅱ－2－ 4
Ⅱ－ 1－ 1－ 10　主任技術者 ……Ⅱ－2－ 4
Ⅱ－ 1－ 1－ 11　照査の実施 ……Ⅱ－2－ 5
Ⅱ－ 1－ 1－ 12　担当技術者 ……Ⅱ－2－ 5
Ⅱ－ 1－ 1－ 13　提出書類 ……Ⅱ－2－ 6
Ⅱ－ 1－ 1－ 14　打合せ等 ……Ⅱ－2－ 6
Ⅱ－ 1－ 1－ 15　業務計画書 ……Ⅱ－2－ 7
Ⅱ－ 1－ 1－ 16　資料等の貸与及び返却 ……Ⅱ－2－ 8
Ⅱ－ 1－ 1－ 17　関係官公庁への手続き等 ……Ⅱ－2－ 8
Ⅱ－ 1－ 1－ 18　地元関係者との交渉等 ……Ⅱ－2－ 8
Ⅱ－ 1－ 1－ 19　土地への立入り等 ……Ⅱ－2－ 8
Ⅱ－ 1－ 1－ 20　成果物の提出 ……Ⅱ－2－ 9
Ⅱ－ 1－ 1－ 21　関連法令及び条例の遵守 ……Ⅱ－2－10
Ⅱ－ 1－ 1－ 22　中立性の保持 ……Ⅱ－2－10
Ⅱ－ 1－ 1－ 23　公益確保の責務 ……Ⅱ－2－10
Ⅱ－ 1－ 1－ 24　検査 ……Ⅱ－2－10
Ⅱ－ 1－ 1－ 25　修補 ……Ⅱ－2－11
Ⅱ－ 1－ 1－ 26　条件変更等 ……Ⅱ－2－11
Ⅱ－ 1－ 1－ 27　契約変更 ……Ⅱ－2－11
Ⅱ－ 1－ 1－ 28　履行期間の変更 ……Ⅱ－2－12
Ⅱ－ 1－ 1－ 29　一時中止 ……Ⅱ－2－12
Ⅱ－ 1－ 1－ 30　発注者の賠償責任 ……Ⅱ－2－13
Ⅱ－ 1－ 1－ 31　受注者の賠償責任 ……Ⅱ－2－13
Ⅱ－ 1－ 1－ 32　不可抗力による損害 ……Ⅱ－2－13
Ⅱ－ 1－ 1－ 33　事故の補償 ……Ⅱ－2－13
Ⅱ－ 1－ 1－ 34　部分使用 ……Ⅱ－2－13
Ⅱ－ 1－ 1－ 35　再委託 ……Ⅱ－2－13
Ⅱ－ 1－ 1－ 36　著作権の譲渡等 ……Ⅱ－2－14
Ⅱ－ 1－ 1－ 37　成果物の使用等 ……Ⅱ－2－15
Ⅱ－ 1－ 1－ 38　守秘義務 ……Ⅱ－2－15
Ⅱ－ 1－ 1－ 39　個人情報の取扱い ……Ⅱ－2－16
Ⅱ－ 1－ 1－ 40　安全等の確保 ……Ⅱ－2－17
Ⅱ－ 1－ 1－ 41　環境対策 ……Ⅱ－2－18
Ⅱ－ 1－ 1－ 42　臨機の措置 ……Ⅱ－2－19
Ⅱ－ 1－ 1－ 43　履行報告 ……Ⅱ－2－20
Ⅱ－ 1－ 1－ 44　屋外で作業を行う時期及び時間の変更 ……Ⅱ－2－20
Ⅱ－ 1－ 1－ 45　調査・試験に対する協力 ……Ⅱ－2－20

第 2 章　測量業務

第 1 節　深浅測量

Ⅱ－ 2－ 1－ 1　適用の範囲 ……Ⅱ－2－21
Ⅱ－ 2－ 1－ 2　測量準備 ……Ⅱ－2－21
Ⅱ－ 2－ 1－ 3　基準点測量 ……Ⅱ－2－21
Ⅱ－ 2－ 1－ 4　簡易検潮等 ……Ⅱ－2－22
Ⅱ－ 2－ 1－ 5　水深測量 ……Ⅱ－2－22
Ⅱ－ 2－ 1－ 6　レッド測深 ……Ⅱ－2－24
Ⅱ－ 2－ 1－ 7　成果 ……Ⅱ－2－24
Ⅱ－ 2－ 1－ 8　照査 ……Ⅱ－2－25

第 2 節　水路測量

Ⅱ－ 2－ 2－ 1　適用の範囲 ……Ⅱ－2－25
Ⅱ－ 2－ 2－ 2　資格 ……Ⅱ－2－25
Ⅱ－ 2－ 2－ 3　測量準備 ……Ⅱ－2－25
Ⅱ－ 2－ 2－ 4　基準点測量 ……Ⅱ－2－25
Ⅱ－ 2－ 2－ 5　簡易検潮等 ……Ⅱ－2－25
Ⅱ－ 2－ 2－ 6　水深測量 ……Ⅱ－2－25
Ⅱ－ 2－ 2－ 7　関連調査 ……Ⅱ－2－29
Ⅱ－ 2－ 2－ 8　成果 ……Ⅱ－2－29
Ⅱ－ 2－ 2－ 9　照査 ……Ⅱ－2－30

第 3 節　地形測量

Ⅱ－ 2－ 3－ 1　適用の範囲 ……Ⅱ－2－31
Ⅱ－ 2－ 3－ 2　測量準備 ……Ⅱ－2－31
Ⅱ－ 2－ 3－ 3　平板測量 ……Ⅱ－2－31
Ⅱ－ 2－ 3－ 4　成果 ……Ⅱ－2－31
Ⅱ－ 2－ 3－ 5　照査 ……Ⅱ－2－31

第 3 章　環境調査業務

第 1 節　流況調査

Ⅱ－ 3－ 1－ 1　適用の範囲 ……Ⅱ－2－32
Ⅱ－ 3－ 1－ 2　調査準備 ……Ⅱ－2－32
Ⅱ－ 3－ 1－ 3　位置測量 ……Ⅱ－2－32
Ⅱ－ 3－ 1－ 4　流況観測 ……Ⅱ－2－32
Ⅱ－ 3－ 1－ 5　解析 ……Ⅱ－2－32
Ⅱ－ 3－ 1－ 6　成果 ……Ⅱ－2－32
Ⅱ－ 3－ 1－ 7　照査 ……Ⅱ－2－33

第 2 節　水質調査

Ⅱ－ 3－ 2－ 1　適用の範囲 ……Ⅱ－2－33
Ⅱ－ 3－ 2－ 2　調査準備 ……Ⅱ－2－33
Ⅱ－ 3－ 2－ 3　位置測量 ……Ⅱ－2－33
Ⅱ－ 3－ 2－ 4　水質測量 ……Ⅱ－2－33
Ⅱ－ 3－ 2－ 5　分析 ……Ⅱ－2－33
Ⅱ－ 3－ 2－ 6　成果 ……Ⅱ－2－34
Ⅱ－ 3－ 2－ 7　照査 ……Ⅱ－2－34

第 3 節　底質調査

Ⅱ－ 3－ 3－ 1　適用の範囲 ……Ⅱ－2－37
Ⅱ－ 3－ 3－ 2　調査準備 ……Ⅱ－2－37
Ⅱ－ 3－ 3－ 3　位置測量 ……Ⅱ－2－37
Ⅱ－ 3－ 3－ 4　底質調査 ……Ⅱ－2－37
Ⅱ－ 3－ 3－ 5　分析 ……Ⅱ－2－37
Ⅱ－ 3－ 3－ 6　成果 ……Ⅱ－2－38
Ⅱ－ 3－ 3－ 7　照査 ……Ⅱ－2－38

第 4 章　磁気探査業務

第 1 節　磁気探査

Ⅱ－ 4－ 1－ 1　適用の範囲 ……Ⅱ－2－43
Ⅱ－ 4－ 1－ 2　探査準備 ……Ⅱ－2－43
Ⅱ－ 4－ 1－ 3　基準点測量 ……Ⅱ－2－43
Ⅱ－ 4－ 1－ 4　磁気探査 ……Ⅱ－2－43
Ⅱ－ 4－ 1－ 5　解析 ……Ⅱ－2－43
Ⅱ－ 4－ 1－ 6　成果 ……Ⅱ－2－44
Ⅱ－ 4－ 1－ 7　照査 ……Ⅱ－2－44

第 5 章　潜水探査業務

第 1 節　潜水探査

Ⅱ－ 5－ 1－ 1　適用の範囲 ……Ⅱ－2－45
Ⅱ－ 5－ 1－ 2　探査準備 ……Ⅱ－2－45
Ⅱ－ 5－ 1－ 3　設標 ……Ⅱ－2－45
Ⅱ－ 5－ 1－ 4　潜水探査 ……Ⅱ－2－45
Ⅱ－ 5－ 1－ 5　成果 ……Ⅱ－2－46

第 6 章　土質調査業務

第 1 節　土質調査

Ⅱ－ 6－ 1－ 1　適用の範囲 ……Ⅱ－2－47
Ⅱ－ 6－ 1－ 2　準備 ……Ⅱ－2－47
Ⅱ－ 6－ 1－ 3　位置測量 ……Ⅱ－2－47
Ⅱ－ 6－ 1－ 4　足場 ……Ⅱ－2－47
Ⅱ－ 6－ 1－ 5　ボーリング ……Ⅱ－2－47
Ⅱ－ 6－ 1－ 6　台船方式ボーリング ……Ⅱ－2－48
Ⅱ－ 6－ 1－ 7　原位置試験 ……Ⅱ－2－48
Ⅱ－ 6－ 1－ 8　台船方式原位置試験 ……Ⅱ－2－51
Ⅱ－ 6－ 1－ 9　乱れの少ない試料採取 ……Ⅱ－2－51
Ⅱ－ 6－ 1－ 10　岩盤試料採取 ……Ⅱ－2－54
Ⅱ－ 6－ 1－ 11　土質試験 ……Ⅱ－2－54
Ⅱ－ 6－ 1－ 12　成果 ……Ⅱ－2－54
Ⅱ－ 6－ 1－ 13　照査 ……Ⅱ－2－55

第 7 章　提出書類

第 1 節　提出書類

Ⅱ－ 7－ 1－ 1　業務委託着手前の提出書類 ……Ⅱ－2－56
Ⅱ－ 7－ 1－ 2　業務委託実施時の提出書類 ……Ⅱ－2－58
Ⅱ－ 7－ 1－ 3　業務委託完了時の提出書類 ……Ⅱ－2－61

第Ⅱ編　港湾測量・調査等業務委託共通仕様書

第１章　総　則

第１節　　総　則

Ⅱ－１－１－１　適用

１　この港湾測量・調査等業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書(Ⅱ)」という。）は、大阪市の定める関係条例・規則等に基づき、大阪港湾局（以下「本市」という。）の発注する大阪港に関する測量業務及び地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（総称して「測量・調査等業務」という。以下同じ。）に適用し、業務委託契約書（測量等業務委託契約書）（以下「契約書(B)」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。

２　設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

３　特記仕様書、図面、共通仕様書(Ⅱ)又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読みとりと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

Ⅱ－１－１－２　用語の定義

共通仕様書(Ⅱ)に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

１　「発注者」とは、大阪市をいう。

２　「受注者」とは、測量・調査等業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人を言う。

３　「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書(B)第 18 条第１項の規定に基づき、発注者が定めた監督職員、補助監督職員、監督補助者(監督担当職員)を総称していう。

４　「検査職員」とは、測量・調査等業務の完了検査及び、指定部分に係る検査にあたって、契約書(B)第 36 条第２項の規定に基づき検査を行う者をいう。また、部分払の請求に係る契約書(B)特約条項(著作物の譲渡等)第１条～第５条の規定に基づき検査を行う者をいう。

５　「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書(B)第 19 条第１項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

６　「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。

７　「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する者で、仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

8　「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該地質・土質調査、試験、解析等業務に関する技術上の知識を有する者で、仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

9　「契約図書」とは、契約書(B)及び設計図書をいう。

10　「契約書」とは、測量等業務委託契約書を言う。

11　「設計図書」とは、仕様書、図面、設計書鏡等、委託内訳（各号明細書及び各代価表を含む。）若しくは委託数量総括表及びこれらに対する質問回答書をいう。

12　「仕様書」とは、共通仕様書(Ⅱ)及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。

13　「共通仕様書(Ⅱ)」とは、各測量・調査等業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。

14　「特記仕様書」とは、共通仕様書(Ⅱ)を補足し、当該測量・調査等業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

15　「委託内訳若しくは委託数量総括表」とは、当該測量・調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

16　「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問に対して、発注者が回答する書面を含む。

17　「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。

18　「指示」とは、監督職員が受注者に対し、測量・調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

19　「請求」とは、発注者又は受注者が、契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

20　「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、測量・調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

21　「報告」とは、受注者が監督職員に対し、測量・調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

22　「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。

23　「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申出た測量・調査等業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

24　「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。

25　「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。

26　「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者若しくは監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

27　「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量・調査等業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

28　「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名又は押印したものを有

効とする。

（1）　発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（2）　電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

29　「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量・調査等業務の完了及び部分払の請求に係る業務の出来高等を確認することをいう。

30　「測量・調査等業務の完了」とは、次の各号に掲げる要件を全て満たすことをいう。

（1）　設計図書（追加、変更指示を含む。）に示されるすべての業務が完了している。

（2）　契約書(B)第 23 条に基づく、監督職員の請求した修補が完了している。

（3）　設計図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了している。

（4）　契約変更を行う必要がある測量・調査等業務は、最終変更契約を発注者と締結している。

31　「打合せ」とは、測量・調査等業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

32　「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

33　「協力者」とは、受注者が測量・調査等業務の遂行にあたって、再委託及び再々委託等する者をいう。

34　「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

35　「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。

36　「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に提示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。

37　「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

38　「提示」とは監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し測量・調査等業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

39　「届出」とは、受注者が監督職員に対し、測量・調査等業務に関する事項について書面をもって届け出ることをいう。

Ⅱ－1－1－3　受発注者の義務

1　受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

2　受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相 互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

3　受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能 力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等 による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの 者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労 働環境の改善に努めなければならない。

Ⅱ－１－１－４　業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に、測量・調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、主任技術者が測量・調査等業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

Ⅱ－１－１－５　測量の基準

測量の基準は国土交通省の定める「公共測量作業規程」（以下「規程」という。）第２条の規程によるほかは監督職員の指示によるものとする。

Ⅱ－１－１－６　業務の実施

測量業務は「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第５条第３項によるものとする。

Ⅱ－１－１－７　調査地点の確認

１　受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督職員の承認を得なければならない。

２　受注者は都市部等における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は監督職員に報告し関係機関と協議の上現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

Ⅱ－１－１－８　設計図書の支給及び点検

１　受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書(Ⅱ)、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

２　受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

３　監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

Ⅱ－１－１－９　監督職員

１　発注者は、測量・調査等業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。

２　監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

３　契約書(B)の規定に基づく監督職員の権限は、契約書(B)第 18 条第２項に規定した事項である。

４　監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後７日以内に、書面で受注者に指示するものとする。

Ⅱ－１－１－１０　主任技術者

１　受注者は、測量・調査等業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。

２　主任技術者は、契約図書等に基づき、測量・調査等業務に関する管理を行うものとする。

3　測量業務における主任技術者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、測量法（昭和24年法律第188号。以下同じ）第49条の規定に基づく測量士の有資格者で、かつ高度な技術と十分な実務経験を有するもので、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

4　地質・土質調査、試験、解析等業務における主任技術者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、次の(1)～(7)に掲げる資格をいずれか一つ保有する者であり、かつ仕様書に業務経験を定めている場合はこれを有する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

（1）　技術士法（昭和58年法律第25号。以下同じ。）による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

（2）　技術士法による第二次試験のうち技術部門を応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

（3）　技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一般」並びに「土質及び基礎」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

（4）　技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「応用理学一般」並びに「地質」とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者

（5）　上記(1)～(4)と同等の能力と経験を有する者（国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者）

（6）　ＲＣＣＭ（地質部門）又は（土質及び基礎部門）資格を有し、登録を受けている者

（7）　地質調査技士（現場技術・管理部門）

5　主任技術者に委任できる権限は契約書(B)第19条第２項に規定した事項とする。ただし、受注者が主任技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、主任技術者は受注者の一切の権限（契約書(B)第19条第２項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

6　主任技術者は、監督職員が指示する関連のある測量・調査等業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

Ⅱ－１－１－１１　照査の実施

受注者は、業務実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。

Ⅱ－１－１－１２　担当技術者

1　受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く。）

2　測量業務における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

3　担当技術者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、設計図書等に基づき、適正に業務

を実施しなければならない。

Ⅱ－１－１－１３　提出書類

１　受注者は、発注者が指定した様式（「Ⅶ 提出書類の様式」等による必要な関係書類をいう。）により、契約締結後、関係書類(第Ⅱ編 第７章 提出書類)について指定期日までに、監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。

２　受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

３　受注者（ただし、業務種別 100～600 に該当しない受注者は除く）は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は８名までとする）。

なお、登録にかかる発注機関名は大阪市大阪港湾局（発注者機関コード：40801012）とする。

また、受注者は、契約時において、予定価格が 1,000 万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリス に業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認をうけた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

（「登録機関」とは、一般財団法人日本建設情報総合センターをいう。登録手続き Web ページは「http:://ct.jacic.or.jp/」による。）

４　受注者は、契約時において、当該監督官公署から労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）加入証明を受け、その証明書を発注者に提出しなければならない。ただし、労災保険未加入の場合は、当該理由を監督職員に報告したうえで、その証明書を省くことができる。

５　共通仕様書において定めた書類の提出については、業務等の内容を踏まえ、特記仕様書に定める場合又は発注者と受注者の協議により、省略することができるものとする。

Ⅱ－１－１－１４　打合せ等

１　測量・調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（業務打合

せ書を用いること。）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（業務打合せ書を用いること。）を作成するものとする。

2　測量・調査等業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（業務打合せ書を用いること。）に記録し相互に確認しなければならない。

3　受注者は支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には支給品清算書を監督職員に提出しなければならない。

4　主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

5　打合せの想定回数は、設計図書による。

Ⅱ－１－１－１５　業務計画書

1　受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む。）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2　業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。ただし、業務実施に不要な事項を省略できる。

（1）　業務概要
（2）　実施方針
（3）　業務実施計画
（4）　業務工程
（5）　業務組織計画
（6）　打合せ計画
（7）　成果品の品質を確保するための計画
（8）　成果品の内容、部数
（9）　使用する主な図書及び基準
(10)　連絡体制（緊急時含む。）
(11)　使用機器の種類・名称・性能・検定書等（使用計測器一覧表及び校正記録書を含む）
(12)　仮設備計画
(13)　安全管理計画
(14)　その他必要事項

3　受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4　監督職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

Ⅱ－１－１－１６　資料等の貸与及び返却

１　監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、受注者は、これらの貸与資料にかかる貸与日、返却日等を一覧表に整理しなければならない。

２　受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに監督職員に返却するものとする。

３　受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任とし費用負担において修復するものとする。

４　受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

Ⅱ－１－１－１７　関係官公庁への手続き等

１　受注者は、測量・調査等業務の実施にあたっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は測量・調査等業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

２　受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

Ⅱ－１－１－１８　地元関係者との交渉等

１　契約書（B）第 19 条の２に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

２　受注者は、屋外で行う測量・調査等業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

３　受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

４　受注者は、測量・調査等業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

５　受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要が生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

Ⅱ－１－１－１９　土地への立入り等

１　受注者は、屋外で行う測量・調査等業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書（B）第 19 条の４の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち測量・調査等業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

2　受注者は、測量・調査等業務のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合には、受注者はこれに協力しなければならない。

3　受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は、監督職員と協議により定めるものとする。

4　受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

Ⅱ－１－１－２０　成果物の提出

1　受注者は、測量・調査等業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を納品書により業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。ただし、成果品は、原則として大阪市グリーン調達方針を遵守するものとする。また、完成図等については第Ⅵ編　完成図に基づき作成するものとする。

2　受注者は、成果物の提出にあたって、事前に次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

（1）　成果物の内容・部数等（漏れ、記入間違い等、不備の有無）について、監督職員の審査を受けなければならない。

（2）　前号の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

（3）　調査不十分等の原因により、修正が生じた場合、受注者は、監督職員の指示に従い再調査または追加調査を行い、修正を行わなければならない。なお、再調査または追加調査に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

3　受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。

4　受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（ＳＩ）とする。

5　受注者は、次の各号に掲げる事項に基づく電子データにより作成された成果品（以下「電子納品」という。）を提出しなければならない。ただし、仕様書に定めがある場合若しくは、電子化が困難である成果品等の場合は、監督職員との協議により、紙等媒体の成果品の提出をもって、電子納品を省略できる。

（1）　電子媒体は CD－R を原則とし、必要な文字、数値等の内容が判読できる精度を確保するものとする。

（2）　数量計算書、報告文書等に用いる電子データは、Word、Excel により作成することを原則とし、かつ本市各電子データ処理環境（以下「本市システム環境」という。）にて適正に動作確認ができなければならない。ただし、事前に、作成する電子データが本市システム環境に対応可能であることを監督職員に確認しなければならない。

（3）　図面電子データは、本市システム環境にて動作確認できる形式を原則とする。ただし、事前に、作成

する電子データが本市システム環境に対応可能であることを監督職員に確認しなければならない。

（4）　受注者は、納品すべき成果品が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウイルスが存在していないことを確認しなければならない。なお、ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものであるとともに最新のウイルスに対応出来るよう、常に更新されたものを利用するものとする。

（5）　電子媒体には、「業務名称」、「作成年月」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」を明記しなければならない。なお、電子媒体を収納するケースの背表紙には、「業務名称」、「作成年月」を明記する。「ウイルスチェックに関する情報」は、使用した「ウイルス対策ソフト名」、「ウイルス定義年月日」又は「パターンファイル名」、「チェック年月日」を明記するものとする。

（6）　その他、電子納品の作成に係る詳細な要領及び仕様については、仕様書若しくは監督職員の指示による。

Ⅱ－１－１－２１　関連法令及び条例の遵守

1　受注者は、測量・調査等業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等（以下「関係諸法令等」という。）を遵守しなければならない。

2　受注者は、主任技術者及び担当技術者のほか、関係諸法令等に定める各種の責任者、又は技術者等を定め、測量・調査等業務の実施中その者を所定の業務に従事させなければならない。

3　受注者は、当該測量・調査等業務の計画、図面、仕様書及び契約そのものが関係諸法令等に照らし不適当な場合は、又は矛盾していることが判明した場合は、直ちに監督職員に報告し、その確認を請求しなければならない。

4　受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入していなければならない。

5　受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に 付さなければならない。

Ⅱ－１－１－２２　中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

Ⅱ－１－１－２３　公益確保の責務

受注者は、測量・調査等業務を行うにあたっては、公益の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

Ⅱ－１－１－２４　検査

1　受注者は、契約書（B）第 36 条第１項の規定に基づき、業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料（以下「検査資料」という。）の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。

2　受注者は、契約書（B）特約条項（部分払）第１条１項～５項の規定に基づき、部分払の請求を行う場合は、委託業務の出来高に関する資料を作成し監督職員に提出すると共に、当該部分払に係る検査書類等を整備していなければならない。また、契約変更を必要とする委託業務の出来高に係る部分払

は、その変更契約を発注者と締結していなければならない。なお、部分払にかかる検査に合格した範囲についても、業務完了時の検査の対象とする。

3　受注者は、前項の部分払にかかる出来高について、本市が定めた基準による査定に従うものとする。

4　監督職員は、測量・調査等業務の検査に先立って受注者に対して検査日を連絡するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。

5　検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）　測量・調査等業務の成果品の検査

（2）　測量・調査等業務の管理状況の検査

測量・調査等業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。ただし、受注者は、電子納品である場合において、電子データをプリントアウトした書類等一式を無償で提供しなければならない。

6　受注者は、検査において指示事項を受けた場合は、検査指示事項処置確認書を監督職員に提出し、当該処置完了の確認を受けなければならない。

Ⅱ－1－1－25　修補

1　受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2　検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。

3　検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

Ⅱ－1－1－26　条件変更等

1　受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合は、直ちにその旨 を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することのできない特別な状態」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

（1）　契約書(B)第34条の２に規定する天災等その他の不可抗力による場合

（2）　Ⅱ－１－１－１９　土地への立入り等　第１項に規定する現地への立入りが不可能となった場合

（3）　その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合

2　受注者は、設計図書の訂正又は変更が必要となる場合は、「設計変更協議書」に関係図面、数量計算書及び参考資料（「設計変更履歴一覧表」を含む。）を添付し、監督職員に提出しなければならない。

3　監督職員は、設計図書の変更又は訂正を行う場合は、「設計変更実施指示書」によるものとする。また、受注者は、この指示を受けた場合は、速やかに「設計変更承諾書」を監督職員に提出しなければならない。

Ⅱ－1－1－27　契約変更

1　発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量・調査等業務契約の変更を行うものとする。

（1）　測量・調査等業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合

（2）　履行期間の変更を行う場合

（3）　監督職員と受注者が協議し、測量・調査等業務施行上必要があると認められる場合

（4）　契約書(B)第35条の規定に基づき、業務委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合

2　発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

（1）　Ⅱ－１－１－２６　条件変更等の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項

（2）　測量・調査等業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項

（3）　その他、発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

Ⅱ－１－１－２８　履行期間の変更

1　発注者は、受注者に対して測量・調査等業務の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

2　発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量・調査等業務の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3　受注者は、契約書(B)第28条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4　契約書(B)第29条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

Ⅱ－１－１－２９　一時中止

1　契約書(B) 第26条第１項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量・調査等業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。) による測量・調査等業務の中断については、Ⅱ－１－１－４２臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

（1）　第三者の土地への立入り許可が得られない場合

（2）　関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量・調査等業務の続行を不適当と認めた場合

（3）　環境問題等の発生により測量・調査等業務の続行が不適当又は不可能となった場合

（4）　天災等により測量・調査等業務の対象箇所の状態が変動した場合

（5）　第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため、必要があると認めた場合。

（6）　前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

2　発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、測量・調査等業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。

3　前２項の場合において、受注者は測量・調査等業務の現場の保全については、監督職員の指示に従

わなければならない。

Ⅱ－１－１－３０　発注者の賠償責任

発注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

（１）　契約書(B)第 33 条に規定する一般的損害、契約書(B)第 34 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合

（２）　発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

Ⅱ－１－１－３１　受注者の賠償責任

受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

（１）　契約書(B)第 33 条に規定する一般的損害、契約書(B)第 34 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合

（２）　契約書(B)第 45 条に規定する契約不適合責任に係る損害

（３）　受注者の責により損害が生じた場合

Ⅱ－１－１－３２　不可抗力による損害

契約書(B)第34条の２第２項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書(B)第32条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が業務実施不良等、受注者の責によるとされるものをいう。

Ⅱ－１－１－３３　事故の補償

受注者は、雇用者等の測量・調査等業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

Ⅱ－１－１－３４　部分使用

１　発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書(B)第 38 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

（１）　別途測量・調査等業務の使用に供する必要がある場合

（２）　その他特に必要と認められた場合

２　受注者は、部分使用に同意した場合は、監督職員の指示する様式により、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

Ⅱ－１－１－３５　再委託

１　契約書(B)第 16 条に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

（１）　測量・調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等

（２）　解析業務における手法の決定及び技術的判断

（３）　その他、各測量・調査等業務に係る仕様書に定める事項

２　契約書(B)第 16 条第２項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料の収集・整理、単純な集計などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3　受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に「再委託承諾仕様書」を受注者に提出し、承諾を得なければならない。

4　承認を得た再委託は、再委託業者との契約締結後 10 日以内に「再委託業者通知書」に契約書の写しを添付して、監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、発注者が承諾した再委託内容に変更があった場合（再委託期間や再委託金額の変更、再委託業務内容を減らす場合など）、原則として変更に伴う履行開始前に「再委託内容変更通知書」を発注者に提出しなければならない。ただし、再委託金額をあらかじめ確定できない場合（単価契約等）の再委託金額確定に伴う変更については金額確定後とする。再委託先を追加、変更する場合や再委託業務内容を追加する場合は、受注者は改めて「再委託承諾申請書」を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

5　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の３分の１以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又はコンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6　受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理のもとに測量・調査等業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第３項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を契約書第 16 条第２項及び第 16 条の２第２項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

Ⅱ－１－１－３６　著作権の譲渡等

1　受注者は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が「著作権法」第２条第１項１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

2　発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3　受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のため

にその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4　受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、契約書（B）第 15 条第１項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

5　発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承認した場合には別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを使用することができる。

Ⅱ－１－１－３７　成果物の使用等

1　原則として測量・調査等業務遂行の結果得られた成果は、すべて発注者に帰属するものとする。また、受注者は、業務の遂行により特許法に規定する発明、実用新案法に規定する考案をしたときは、監督職員に報告するとともに、これを保全するために、発注者に帰属する出願、申請等の必要な措置を講じなければならない。本項は契約書（B）特約条項（著作物の譲渡等）第１条～第５条の規定に優先する。

2　発注者が、引渡しを受けた契約の成果物が「著作権法」第２条第１項第１号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

3　受注者は、契約書（B）特約条項（著作権の譲渡等）第４条の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で成果物を発表することができる。ただし、事前に本市に対し発表内容を明らかにしなければならない。

4　受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書（B）第 17 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

Ⅱ－１－１－３８　守秘義務

1　受注者は、契約書（B）第 15 条第１項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2　受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

3　受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報をⅡ－１－１－１５　業務計画書に示す業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

4　受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後

においても第三者に漏らしてはならない。

5　取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。

6　受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

7　受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ、またそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

Ⅱ－１－１－３９　個人情報の取扱い

1　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、「個人情報の保護に関する法律」、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない

5　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6　再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合は

これに従うものとする。また,契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8　資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、発注者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10　管理体制の整備

受注者は、必要に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、Ⅱ－１－１－１５　業務計画書で示す業務計画書に記載するものとする。

11　従事者への周知

受注者は従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

Ⅱ－１－１－４０　安全等の確保

1　受注者は、屋外で行う測量・調査等業務の実施に際しては、測量・調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

（1）　受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課平成 21 年３月）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。

（2）　受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術参事官通達昭和 62 年３月 30 日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。

（3）　受注者は、測量・調査等業務現場に別途測量・調査等又は工事等が行われる場合は相互協調し業務を遂行しなければならない。

（4）　受注者は、測量・調査等業務中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。

2　受注者は、仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量・調査等業務実施中の安全を確保しなければならない。

3　受注者は、屋外で行う測量・調査等業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等に原則毎月１回程度の安全訓練の実施により安全教育の徹底を図るとともに、所定様式により監督職員に報告し、安全教育の指導、監督に努めなければならない。

4　受注者は、屋外で行う屋外で行う測量・調査等業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5　受注者は、屋外で行う測量・調査等業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

（1）　受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守して災害の防止に努めなければならない。

（2）　受注者は、屋外で行う測量・調査等業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

（3）　受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

（4）　受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

（5）　受注者は、測量・調査等業務現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。

（6）　受注者は、酸素欠乏症等（酸素欠乏症等防止規則による。）の恐れのある場所では、「酸素欠乏症等危険作業計画書」を作成し、監督職員に提出しなければならない。

6　受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

7　受注者は、屋外で行う測量・調査等業務の実施にあたっては暴風、豪雨、豪雪、洪水、出水、高潮、地震、津波、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び現場作業者の安全確保に努めなければならない。

8　受注者は、屋外で行う測量・調査等業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

9　受注者は、調査が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお、調査孔の埋戻しは監督職員の承諾を受けなければならない。

10　受注者は、緊急時に備え次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）　緊急時における連絡体制を確立しなければならない。

（2）　緊急時連絡体制表を作成するとともに測量・調査等業務関係者に周知しなければならない。

（3）　緊急時に備えて必要な機器材を常備し、仕様書の定め又は監督職員の指示によりこれらの機器材を業務計画書に明記しなければならない。

Ⅱ－１－１－４１　環境対策

1　受注者は、関係諸法令等及び仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題については、業務計画及び測量・調査等業務の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2　受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。

3　監督職員は、測量・調査等業務の実施にともない、第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を請求することができ、この場合、受注者は必要な資料を提出しなければならない。

4　受注者は、測量・調査等業務の実施に際しては、次の各号に掲げる環境対策を講じなければならない。

（1）　「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」を参考にして、業務実施に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。

（2）　建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」又は「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合は、この限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督職員との協議を行わなければならない。

排出ガス対策型建設機械、又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械の使用にあたって、受注者は、作業現場において使用する建設機械、指定ラベル、現場状況がわかる様に写真撮影を行い監督職員に提出しなければならない。また、使用機械については、業務計画書に排出ガス対策型建設機械を明記し、監督職員の確認を受けなければならない。

（3）　業務関係車両については、「大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成６年大阪府条例第６号。以下「府環境条例」という。）」の趣旨を十分に踏まえて使用しなければならない。また、府環境条例に基づく規制対象自動車については、自動車検査証(車検証)等の写しを作業現場に整理・保管し、監督職員の求めに応じて速やかに提示しなければならない。

5　受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める産業廃棄物にあっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員からの請求があった場合は、速やかに産業廃棄物管理票を提示しなければならない。また、検査時には、産業廃棄物管理票の写し及び産業廃棄物の種類別の集計表を提出しなければならない。

Ⅱ－１－１－４２　臨機の措置

1　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。

2　監督職員は、天災等に伴い、成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められると

きは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

Ⅱ－１－１－４３　履行報告

受注者は、契約書（B）第21条の規定に基づき、履行報告書等を作成し、監督職員に提出しなければならない。

Ⅱ－１－１－４４　屋外で作業を行う時期及び時間の変更

１　受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

２　受注者は、官公庁の休日又は夜間（以下「休日・夜間」という。）に作業を行う場合は、作業を行う日の 5 日前までに理由を付した書面を監督職員に提出しなければならない。また、休日・夜間の作業実施状況についても、速やかに監督職員に報告しなければならない。

Ⅱ－１－１－４５　調査・試験に対する協力

受注者は、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

第２章　測量業務

第１節　　深浅測量

Ⅱ－２－１－１　適用の範囲

本節は、深浅測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

Ⅱ－２－１－２　測量準備

受注者は、測量を実施するに当り、必要な計画・準備を行わなければならない。

Ⅱ－２－１－３　基準点測量

受注者は、測量に用いる基準点として、本市の指定する既設点を用いなければならない。

ただし、やむを得ない事由により前述の既設点が使用できない場合は、次の方法により必要な基準点を決定してもよい。

１　主要基準点は、国土地理院の三角点、多角点、電子基準点及び公共測量に基づく三角点及び多角点を基準として用いなければならない。

２　深浅測量に必要な補助基準点は、主要基準点を基準としなければならない。

３　主要基準点の測定は、三角測量、多角測量又はＧＮＳＳ測量によらなければならない。また、補助基準点の測定は、三角測量、多角測量、ＧＮＳＳ測量、又は前方交会法若しくは後方交会法によらなければならない。

ただし、後方交会法の場合は、主要基準点からの位置の線を併用しなければならない。

４　三角測量の辺長計算は、２個以上の三角形を使用するものとするか又は既知辺を含む三角形で計算するものとする。算出した辺長を用いて座標計算を行うものとする。

なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点　：　30cm以内

補助基準点　：　50cm以内

５　多角測量は、節点に既知点を含んで行い、座標計算を行わなければならない。

なお、座標値の閉合差は、次のとおりとする。

主要基準点　：　30cm以内

補助基準点　：　50cm以内

６　ＧＮＳＳの観測方法は、2点の同時観測による干渉法とし、基地点に結合するように行い、座標計算するものとする。

なお、座標値の標準偏差は、次のとおりとする。

主要基準点　：　15cm以内

補助基準点　：　25cm以内

７　交会法の座標計算は、3か所以上の基準点を用いて行わなければならない。

なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点　：　30cm以内

補助基準点　：　50cm以内

8　測量機器は、必要な精度を考慮して選定したものを用いるものとする。

なお、GNSSを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

Ⅱ－２－１－４　簡易検潮等

受注者は、検潮所の新設を行う場合、図面及び特記仕様書に定める検潮器の設置位置、機種及び方法により検潮しなければならない。

Ⅱ－２－１－５　水深測量

1　検　潮

受注者は、本市の指定した既設の検潮所を使用して、検潮しなければならない。ただし、本市の指定した検潮所とは別に検潮所を設ける場合には、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

2　基準面

基準面は、原則として基本水準面とする。

3　水深測量

（1）　受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域について水深測量を行わなければならない。

（2）　海上測位

ア　受注者は、海上位置測量方法及び使用機器について、監督職員と協議して決めなければならない。

イ　受注者は、海上位置測量を次に示す誘導法で測量しなければならない。

なお、これによらない場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

（ア）　平行式直線誘導法

（イ）　放射線式直線誘導法

ウ　受注者は、海上位置測量に使用する機器は六分儀、経緯儀、測距儀、衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、±５ｍ（一ａ級水域及び一ｂ級水域）を確保できるものを使用しなければならない。

エ　受注者は、海上測位位置の線の交角を３０°～１５０°の範囲内に収めなければならない。

オ　受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定しなければならない。

（3）　測　深

ア　受注者は、音響測深機（単素子、多素子、スワス音響測深機含む）及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表２－１音響測深機の性能（水深１００ｍ未満）」に示す性能以上のものとする。

なお、特記仕様書に定めがなく、音響測深機により難い場合は、原則としてレッド測深によるものとし、測量に先立ち監督職員に測深方法の承諾を得なければならない。

※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式（インターフェロメトリ）音響測深機（受信素子数が4個以上のものに限る。）で船体に固定して使用するものをいう。

表２－１音響測深機の性能（水深100m未満）

項　　目	性　　能
シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）	
仮定音速度	1500m／ｓ
発振周波数	90～230kHz（水深31m未満）、30～230kHz（水深31m～100m未満）
送受波器の指向角	半減半角８° 以下
紙送り速度	20㎜／min以上
最小目盛	0.2m以下
スワス音響測深機（マルチビーム）	
仮定音速度	1500m／ｓ
発振周波数	70～455KHz（水深31m未満） 26～455KHz（水深31m～100m未満）
レンジ分解能	5cm以下
測深ビーム方式	クロスファンビーム
測深ビーム幅	1.5度以下×1.5度以下
スワス音響測深機（インターフェロメトリ）	
発振周波数	100～500kHz
レンジ分解能	5cm以下
仮定音速度	1500m/s
受信素子数	4個以上

イ　測深及び水深改正

（ア）　受注者は、音響測深法によって得られた水深値について潮位、音速度、喫水等より諸改正を行わなければならない。

（イ）　受注者は、音響測深機の機械的誤差及び水中音波速度の変化等による改正量をバーチェック法若しくは音速度計により求めなければならない。ただし、これらによれない場合は、水温、塩分等の測定を行って海水中の音速度を算出しなければならない。バーチェック法以外の方法による場合でも喫水の確認は行わなければならない。

（ウ）　受注者は、バーチェック法等による水中音速度の測定を１日1回、測深作業着手前に測深海域の最深部で行うものとする。ただし、アナログ記録で処理する時は音響測深機のベルト及びペンの調整又はそれらの交換を行った場合は、その都度、そのバーチェックを行わなければならない。

（エ）　受注者は、バーチェック法による場合は、バーを深度３０ｍまでは２ｍごと、３０m以深

は５ｍごとに行い、上げ下げの平均値から改正値を求めなければならない。

ウ　作業条件

受注者は、海面が平穏で視界が良好な作業条件で測深作業を行わなければならない。

（４）　測深間隔

受注者は、図面及び特記仕様書に定める測深間隔で測深しなければならない。

４　測量結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測記録の整理及び解析を行わなければならない。

Ⅱ－２－１－６　レッド測深

１　請負者は、測深用具として図２－１のレッドを用い、事前に監督職員の承諾を得なければならない。なお、捨石上の場合は、図２－２のレッドを用いる。

２　改正潮位は、10㎝単位（10㎝未満切り上げ）とする。

図２－１　レッド

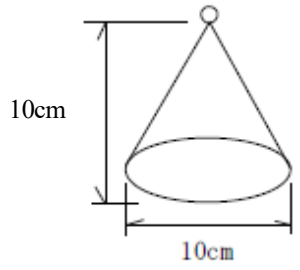

材質は鉛とし重量 3.0kg
の円錐形

図２－２　捨石用レッド

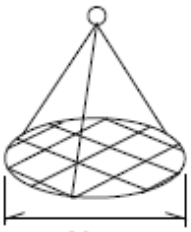

材質はφ16㎜の棒鋼
とする

Ⅱ－２－１－７　成果

１　受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

２　受注者は、必要に応じ、次に掲げる内容を記載した報告書、測深図を作成し、資料とともに監督職員に提出しなければならない。

（１）　報告書

・件名
・測量場所
・測量期間
・測量区域図
・測量機器
・測定方法

・地形解析結果

・測量結果と考察

（2）　図面

・測深図

（3）　測量資料

・航跡図（原図）

・測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、基準点計算簿）

・測定記録（音響測深記録、検潮記録、電波又はGNSS測位記録）

Ⅱ－２－１－８　照査

1　受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2　照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

（1）　調査方針及び調査内容の適切性

（2）　測定記録と計算結果の整合性

（3）　測定記録と図面表現の整合性

（4）　既存資料、計画資料等との整合性

（5）　成果物の適切性

第２節　水路測量

Ⅱ－２－２－１　適用の範囲

本節は、水路測量及びこれに準ずる測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

Ⅱ－２－２－２　資格

測量に従事する主任技術者は、(財)日本水路協会実施の水路測量技術検定の有資格者でなければならない。

Ⅱ－２－２－３　測量準備

測量準備はⅡ－２－１－２　測量準備を適用する。

Ⅱ－２－２－４　基準点測量

基準点測量は、Ⅱ－２－１－３　基準点測量を適用するものとする。

Ⅱ－２－２－５　簡易検潮等

簡易検潮等は、Ⅱ－２－１－４　簡易検潮等を適用する。

Ⅱ－２－２－６　水深測量

1　検　潮

検潮は、Ⅱ－２－１－５　水深測量　１　検潮を適用する。

2　受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の水深測量を行わなければならない。

3　海上測位は、Ⅱ－２－１－５　水深測量　３ 水深測量、（2）海上測位を適用する。

4　測深

（1）　測深機器

受注者は、音響測深機（単素子、多素子、スワス音響測深機を含む）及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表２－２音響測深機の性能（水深１００m未満）」に示す性能以上のものとする。

※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式（インターフェロメトリ）音響測深機（受信素子数が4個以上のものに限る。）で船体に固定して使用するものをいう。

表２－２　音響測深機の性能（水深100m未満）

項　　目	性　　能
シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）	
仮定音速度	1500m／ｓ
発振周波数	90～230kHz（水深31m未満）、30～230kHz（水深31m～100m未満）
送受波器の指向角	半減半角８°以下、斜測半減半径３°以下
紙送り速度	20㎜／min以上
最小目盛	0.2m以下
スワス音響測深機（マルチビーム）	
仮定音速度	1500m／ｓ
発振周波数	70～455KHz（水深31m未満）
	26～455KHz（水深31m～100m未満）
レンジ分解能	5cm以下
測深ビーム方式	クロスファンビーム
測深ビーム幅	1.5度以下×1.5度以下
スワス音響測深機（インターフェロメトリ）	
発振周波数	100～500kHz
レンジ分解能	5cm以下
仮定音速度	1500m/s
受信素子数	4個以上

（2）　測深及び水深改正

測深及び水深改正は次に示す事項のほか、Ⅱ―２－１－５　水深測量　３　水深測量（３）測深　イ　測深及び水深改正を適用する。

ア　受注者は、直下測深値を採用しなければならない。

ただし、斜測深の斜角度が５°以内の場合は、斜測深の測深値を採用することができるものとする。

イ　受注者は、音波のカバーする範囲を拡大するため斜測深を使用することができるものとする。その場合送受波器の斜角度は２０°を超えてはならない。

ウ　受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。

エ　受注者は、斜測深の記録上、掘下げ水深より浅い箇所のある傾向を認めた場合は、直下測深により再度測深しなければならない。

（3）　作業条件は、Ⅱ－２－１－５　水深測量　３　水深測量　（３）測深　ウ　作業条件を適用するものとする。

（4）　音響測深の異常記録

受注者は、音響測深記録上で付近の海底より突起しているもの又は、濃度が異なるもの（以下これらを「異常記録」という。）がある場合、次の措置を講じなければならない。

ア　異常記録が浮遊物、機械的雑音又は、海底突起物であるかを確認するため、再度測深するものとする。

イ　異常記録が海底突起物の場合は、最浅部の水深と位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。

ウ　海底から突起していないが、濃度が異なる場合は、その位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。

エ　次の各号に該当する場合は、再測、判別等の処理を省略できるものとする。

（ア）　比高が０．５ｍ以下のもの

（イ）　局所的な凹部に存在し、その水深が周囲の海底より深いもの。

５　測深線間隔及び未測深幅

（1）　受注者、水域の区分毎に「表２－３未測深幅」に示す未測深幅を満足するように測深線間隔をとらなければならない。

表２－３　未測深幅

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">水域の区分</td><td rowspan="2">使用機器</td><td colspan="2">未測深幅の上限</td></tr>
<tr><td>底質が砂又は
泥質の場合</td><td>底質が岩盤質
の場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">特　級</td><td>多素子音響測深機又は
スワス音響測深機</td><td colspan="2">０ｍ</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">一ａ級</td><td>単素子音響測深機</td><td>２ｍ</td><td rowspan="6">左記の１/２</td></tr>
<tr><td>多素子音響測深機
(素子数が２つのものに限る。)</td><td>３ｍ</td></tr>
<tr><td>その他の機器</td><td>６ｍ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">一ｂ級</td><td rowspan="3">航路、泊地
及びその付近</td><td>単素子音響測深機</td><td>８ｍ</td></tr>
<tr><td>多素子音響測深機
(素子数が２つのものに限る。)</td><td>１２ｍ</td></tr>
<tr><td>その他の機器</td><td>２５ｍ</td></tr>
<tr><td>その他水域</td><td>全ての機器</td><td>50ｍ又は水深の3倍
のうち大きい値</td></tr>
</table>

「航路、泊地及びその付近」とは次の水域をいう。

水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（平成14年4月1日海上保安庁告示第102号）

ア　別表第一「水域区分 特級」の「水域 一号から四号」のいずれかに該当する水域。

イ　係留施設（岸壁、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋、物揚場及び船揚場、シーバース）の前面及びその付近。

「その他の機器」は、多素子音響測深機（２素子以外）、スワス音響測深機又はレーザー測深機（１ｂ級に限る。）

（2）　受注者は、構造物、障害物等の撤去跡の測量の場合、撤去されたことを確認できる測深線間隔を設定しなければならない。

（3）　受注者は、係船岸前面を測量する場合、防舷材前面から30m又は着岸最大船舶の船幅の1.5倍のうち広い範囲まで行うものとし、未測深幅を防舷材前面から１m以内となるように測深しなければならない。

（4）　受注者は、測深結果から判断して監督職員が最浅部の確認が必要と認めた場合、さらに密に測深をしなければならない。

（5）　受注者は、測量船の蛇行のため未測深幅が「表２－３未測深幅」の規定量を超えた場合、再度測量しなければならない。

6　測量結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより測量結果を次に示す項目で整理及び解析を行うものとする。なお

これによらない場合は測量に先立って監督職員の承諾を得なければならない。

（1）　航跡図の整理

受注者は、１０ｃｍ間隔の格子点、水深測量に必要な基準点、海上測位点及び測深線を記入した航跡図を作成しなければならない。

ア　海上測位点は、「・」又は 「⊙」で示し、実線で結ぶものとする。

イ　海上測位点の記入誤差は、0.5mm以内とする。

ウ　航跡図の縮尺は、測深図と同一とする。

（2）　水深測定資料の整理

ア　受注者は、図面及び特記仕様書に定める水深線を音響測深記録紙上に引き、浅所又は深所の有無を確認しなければならない。

なお、浅所が確認された場合は、監督職員に通知しなければならない。

イ　受注者は、浅い水深を優先に記録の読みとりを行わなければならない。なお、読みとり間隔は、航跡図上１０mmごととする。

ウ　受注者は、掘り下げ境界の海底地形を明確に把握できるよう掘り下げ区域の周辺の水深を密に読みとらなければならない。

（3）　地形解析

受注者は、測深図に基づき等深線を描画し、底質判別資料と対比して地形解析を行わなければならない。

（4）　測深図

ア　受注者は、特記仕様書に定める縮尺の図面を作成しなければならない。

イ　受注者は、原則、メルカトル図法により作図しなければならない。

ウ　受注者は、測深海域周辺の基準点を記入し、経緯度値及び平面直角座標系座標値を図面四隅の格子点に記入しなければならない。

（5）　デジタル測量成果

受注者は、水路測量等で得られた水深、海岸線、等深線等の情報を位置及びその他の属性として構成されたデータファイルであるデジタル測量成果を作成しなければならない。

ア　水深については、経緯度水深ファイルとする。

イ　水深以外の地物については、国際水路機関が定める地理空間情報の基準に準拠した地物ファイルとする。

Ⅱ－２－２－７　関連調査

水路測量に際して、水路業務関連法令により必要となる付属調査を実施する。水路測量に伴う調査については、現場条件により決定する。（底質判別、浮泥層調査、岸線測量等）

Ⅱ－２－２－８　成果

1　受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2　受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書及び図面を作成し、資料とともに監督職員に提出しなければならない。

（1）　報告書

・件名
・測量場所
・測量期間
・測量区域図
・測量機器
・測定方法
・地形解析結果（岸線測量を実施した場合）
・測量結果と考察

（2）　図面

・測深図

（3）　測量成果

・デジタル測量成果
・経緯度表※１
・水路測量標等記事※１
・検潮所基準測定結果（基準水準標の設置、高さの改訂をした場合）※４
・基準面決定簿
・メタ情報記録

（4）　測量資料

・測定図（航跡図、原点図※１、岸測図※２、測深図※３、水深原稿図、拡大水深原稿図等）
・測定帳簿（測角簿※３、測距簿※３、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、原点計算簿※１、岸測簿※２等）
・測定記録（音響測深記録、検潮記録※４、電波又はGNSS測位記録等）

※１　基準点測量を実施した場合。
※２　岸線測量を実施した場合。
※３　ＧＮＳＳを使用する場合は不要。
※４　検潮器を設置した場合。

Ⅱ－２－２－９　照査

1　受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2　照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

（1）　調査方針及び調査内容の適切性

（2）　測定記録と計算結果の整合性

（3）　測定記録と図面表現の整合性

（4）　既存資料、計画資料等との整合性

（5）　成果物の適切性

第３節　　地形測量

Ⅱ－２－３－１　適用の範囲

本節は、地形測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

Ⅱ－２－３－２　測量準備

測量準備は、Ⅱ－２－１－２　測量準備を適用する。

Ⅱ－２－３－３　平板測量

ＴＳ等を用いる方法による細部測量については、国土交通省公共測量作業規程による。

なお、国土交通省公共測量作業規程は、作業規程の準則(平成28年3月31日国土交通省告示第565号)を準用する。

Ⅱ－２－３－４　成果

受注者は、下記項目及び設計図書の定めにより成果物を作成し、提出しなければならない。

- 観測手簿
- 計算簿
- 成果表
- 線形図
- 線形地形図（杭打設点網図）
- 縦断図面
- 横断図面
- 詳細平面図
- 点の記
- 精度管理表
- その他資料

Ⅱ－２－３－５　照査

照査は、Ⅱ－２－１－８　照査を適用する。

第３章　　環境調査業務

第１節　流況調査

Ⅱ－３－１－１　適用の範囲

本節は、流況調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

Ⅱ－３－１－２　調査準備

受注者は、調査に先立ち目的及び内容を把握し、調査の手順及び調査に必要な準備を行わなければならない。

Ⅱ－３－１－３　位置測量

１　受注者は、観測に先立ち監督職員に観測位置の承諾を得なければならない。

２　受注者は、流速計を設置して観測する場合、特記仕様書に定める標識を設置し、観測位置の表示を行わなければならない。

また、設置方法は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

３　本測量においてＧＮＳＳを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

Ⅱ－３－１－４　流況観測

１　受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

２　受注者は、図面及び特記仕様書に定める観測地点及び観測方法により、流況調査を行わなければならない。

３　受注者は、長期間、流速計を設置して観測する場合、特記仕様書の定めにより点検・保守を実施しなければならない。

Ⅱ－３－１－５　解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測結果の整理及び解析を行わなければならない。

Ⅱ－３－１－６　成果

１　受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。

２　受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

・件　　名
・調査場所
・調査期間
・調査位置図
・調査機器
・調査方法（位置測定方法・流況測定方法）

・調査結果の整理及び解析

・調査結果と考察

Ⅱ－３－１－７　照査

１　受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

２　照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

（１）調査方針と流況調査内容の適切性

（２）測定記録と既存資料の整合性

（３）成果物の適切性

第２節　水質調査

Ⅱ－３－２－１　適用の範囲

本節は、水質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

Ⅱ－３－２－２　調査準備

調査準備は、Ⅱ－３－１－２　調査準備を適用する。

Ⅱ－３－２－３　位置測量

１　受注者は、調査に先立ち監督職員に調査位置の承諾を得なければならない。

２　受注者は、本調査においてGNSSを使用する場合は、調査の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

Ⅱ－３－２－４　水質調査

１　受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

２　採水・観測

（１）　受注者は、図面及び特記仕様書に定める採水時期、採水地点及び採水方法により採水、観測しなければならない。

（２）　受注者は、次に示す深度から採水若しくは測定するものとする。

ただし、特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。

ア　表層　海面下　0.5m

イ　中層　水深の1/2

ウ　下層　海底面上1.0m

（３）　受注者は、関係法令等に定める規定量の試料を採水し、採水地点、水深、年月日及び時間の記録を行わなければならない。

（４）　受注者は、採取した試料に対し「表３－１　水質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。

Ⅱ－３－２－５　分析

１　受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行わなければならない。

2　受注者は、「表３－１　水質試験方法」に示す試験方法により試験を行うものとする。

なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書に定める方法により行うものとする。

3　受注者は、試験値の結果に疑義が生じた場合、速やかに監督職員に通知しなければならない。

4　試験機関

受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。

5　観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び分析結果を整理し、解析を行わなければならない。

Ⅱ－３－２－６　成果

成果物は、Ⅱ－３－１－６　成果を適用するものとする。

Ⅱ－３－２－７　照査

1　受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2　照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

（1）　調査方針と水質調査内容の適切性

（2）　試験結果と既存資料の整合性

（3）　成果物の適切性

表３－１　水質試験方法

	試　験　項　目	試　　験　　方　　法
現場測定項目	気　温	JIS K 0102 7.1
	水　温	JIS K 0102 7.2
	色　相	JIS標準色票
	臭　気	JIS K 0102 10.1
	塩　分	海洋観測指針 5.3
	透明度	海洋観測指針 3.2
	濁　度	JIS K 0101 9.2、9.3、9.4又は水中濁度計YPD-1D
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102 12.1　又はガラス電極法
	溶存酸素(DO)	JIS K 0102 32.1　又は隔膜電極法
	生物化学的酸素要求量(BOD)	JIS K 0102 21
	化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102 17
	浮遊物質(SS)	環告第59号付表９
	大腸菌群数	環告第59号別表2(最確数による定量法)又は厚生省・建設省令第１号別表第１
	全窒素	JIS K 0102 45.2、45.3、45.4又は45.6
	全りん	JIS K 0102 46.3
	n-ﾍｷｻﾝ 抽出物質	環告第59号付表14又は環告第64号付表4
	亜　鉛	JIS K 0102 53
	カドミウム	JIS K 0102 55

健康項目等	全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3又は38.1.2及び38.5
	鉛	JIS K 0102 54
	六価クロム	JIS K 0102 65.2（ただし、65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合JIS K 0170-7の7のa）又はb)に定める操作を行う。）
	砒素	JIS K 0102 61.2､61.3又は61.4
	総水銀	環告第59号付表1
	アルキル水銀	環告第59号付表2
	ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾌｪﾆｰﾙ(PCB)	環告第59号付表3
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1.2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1.1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	ｼｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	1.1.1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1.1.2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1.3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	チウラム	環告第59号付表4
	シマジン	環告第59号付表5の第1又は第2
	チオベンカルブ	環告第59号付表5の第1又は第2
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	セレン	JIS K 0102 67.2､67.3又は67.4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6(硝酸性) JIS K 0102 43.1(亜硝酸性)
	フッ素	JIS K 0102 34.1又は34.1(C)及び付表6
	ホウ素	JIS K 0102 47.1､47.3又は47.4
	1,4-ジオキサン	環告第59号付表7
特殊項	フェノール類	JIS K 0102 28.1
	銅	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5
	鉄（溶解性）	JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4
	マンガン（溶解性）	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5
	クロム	JIS K 0102 65.1
	有機燐化合物	環告第64号付表1又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNはJIS K 0102 31.1(ガスクロマトグラフ法を除く。)、メ

目		チルジメトンは環告第64号付表2
	アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.2、42.3、42.5又は42.6
要監視項目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	ﾄﾗﾝｽ-1、2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	ｐ－ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	フェニトロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	オキシン銅	環水規第121号付表2
	クロロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2
	プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ＥＰＮ	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ジクロルボス	環水規第121号付表1の第1又は第2
	フェノブカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2
	イプロベンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2
	クロルニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｴﾁﾙﾍｷｼﾙ	環水規第121号付表3の第1又は第2
	ニッケル	JIS K 0102 59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5
	モリブデン	JIS K 0102 68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5
	アンチモン	平成16年3月31日　環水企発第040331003号、 環水土第040331005号付表5の第1、第2又は第3
	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日　環水企発第040331003号、 環水土第040331005号付表1
	エピクロヒドリン	平成16年3月31日　環水企発第040331003号、 環水土第040331005号付表2
	全マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5
	ウラン	環水企発第040331003号、 環水土第040331005号付表4の第1、第2又は第3

注）「環告台59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第59号　昭和46年12月28日）を示す。

「厚生省・建設省令第1号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」（厚生省・建設省令第１号　昭和37年12月17日）を示す。

「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定

方法」（環境庁告示第64号　昭和49年9月30日）を示す。

「環水規第121号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（環水第121号　平成５年４月28日）を示す。

「環水企発第040331003号、環水土第040331005号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（環水企発第040331003号、環水土発第040331005号　平成16年３月31日）を示す。

第３節　底質調査

Ⅱ－３－３－１　適用の範囲

本節は、底質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

Ⅱ－３－３－２　調査準備

調査準備は、Ⅱ－３－１－２　測量準備を適用する。

Ⅱ－３－３－３　位置測量

位置測量は、Ⅱ－３－２－３　位置測量を適用する。

Ⅱ－３－３－４　底質調査

１　調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

２　採泥・観測

（１）　受注者は、図面及び特記仕様書に定める採泥地点及び採泥方法により底質調査を行わなければならない。

（２）　受注者は、関係法令の定める規定量の試料採取をし、採泥地点、水深、深度、年月日及び時間を記録しなければならない。

（３）　受注者は、採取した試料に対し「表３－２　底質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。

３　底質試験

（１）　受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行うものとする。

（２）　受注者は、「表３－２　底質試験方法」に示す試験方法により試験しなければならない。
なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書の定めにより行うものとする。

（３）　受注者は、試験値に疑義が生じた場合、速やかに監督職員に通知しなければならない。

Ⅱ－３－３－５　分析

１　試験機関

受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。

２　観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び分析結果を整理し解析を行わなければならない。

Ⅱ－３－３－６　成果

成果は、Ⅱ－３－１－６　成果を適用するものとする。

Ⅱ－３－３－７　照査

１　受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

２　照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

（１）　調査方針と底質調査内容の適切性

（２）　試験結果と既存資料の整合性

（３）　成果物の適切性

表３－２　底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
アルキル水銀化合物	環告第59号付表3及び環告第64号付表1	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	底質調査方法Ⅱ.5.14.2	
水銀又はその化合物	環告第59号付表2		底質調査方法Ⅱ.5.14.1	
カドミウム又はその化合物	JIS K0102-3 14に定める方法（JIS K0102-3 14の準備操作で参照することとしている4.2.4.5に定める方法を除く。14.2に定める方法にあっては、4.2.4.2又は4.2.4.3に定める操作を行うものとする。）		底質調査方法Ⅱ.5.1	
鉛又はその化合物	JIS K 0102-3 13に定める方法（JIS K 0102-3 13の準備操作で参照することとしている4.2.4.5に定める方法を除く。）		底質調査方法　Ⅱ.5.2	
有機燐化合物	JIS K 0102-4 7.2に定める方法（JIS K 0102-4 7.2.4に定める方法を除く。）			
六価クロム化合物	環告第13号 別表1 又は		底質調査方法Ⅱ.5.12.3	

	添加回収試験において回収率が80％以上120％以下であるときに限りJIS K 0102-3 24.3に定める方法（24.3.2及び24.3.7に定める方法を除く。）			
ひ素又はその化合物	JIS K 0102-3 20（ただし、JIS K 0102 - 3 20.3.5の操作に定めるよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。）		底質調査方法Ⅱ.5.9	
シアン化合物	JIS K 0102-2 9に定める方法（JIS K 0102-2 9.2に定める方法を除く。）又は環告第59号付表1		底質調査方法Ⅱ.4.11	
ＰＣＢ	環告第59号付表4又はJIS K 0093		底質調査方法Ⅱ.6.4	
有機塩素化合物			環告第14号別表1で作成した検液をJIS K 0102-2 6.3で測定	
銅又はその化合物	JIS K 0102-3 11 に定める方法（準備操作のうちJIS K 0102-3 4.2.4.5に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.3	
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102-3 12に定める方法（JIS K 0102-3 12の準備操作で参照することとしているJIS K 0102-3 4.2.4.5に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.4	
ふっ化物	JIS K 0102-2 5に定める方法 （JIS K 0102-2		底質調査方法Ⅱ.4.12	

	5.4のうちＦＩＡ法を用いる場合には、JIS K 0102-2 5.2の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。）			
トリクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1 又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
テトラクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1 又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
ベリリウム又は化合物	環告第13号別表7 又はJIS K 0102 - 3 31		底質調査方法Ⅱ.5.15	
クロム又はその化合物	JIS K 0102-3 24.2		底質調査方法Ⅱ.5.12	
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102-3 18に定める方法（JIS K 0102-3 18の準備操作で参照することとしているJIS K 0102-3 4.2.4.5に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.7	
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102-3 29		底質調査方法Ⅱ.5.16	
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1 、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
四塩化炭素	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,2－ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,1－ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
シス－1,2－ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,1,1－トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、		底質調査方法Ⅱ.6.1	

	5.2、5.3.2、5.4.1 又は5.5			
1,1,2－ トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,3－ ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
チウラム	環告第59号付表5			
シマジン	環告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1	
チオベンカルブ	環告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2		底質調査方法Ⅱ.6.1	
セレン	JIS K 0102-3 26		底質調査方法Ⅱ.5.10	
1，4－ジオキサン	環告第59号付表7（ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。）		底質調査方法Ⅱ.6.12	
ダイオキシン類	環告第14号第四 JIS K 0312		環告第68号別表 （ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和4年3月改訂 環境省水・大気環境局水環境課））	
泥温			JIS K 0102-1 6に準ずる方法	
泥色			新版標準土色帳による	
水素イオン濃度(pH)			底質調査方法Ⅱ.4-4	
化学的酸素要求量(CODsed)過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法Ⅱ.4.7	

硫化物（Ｔ－Ｓ）			底質調査方法Ⅱ.4-6	
強熱減量（Ｉ－Ｌ）			底質調査方法Ⅱ.4.2	
密度(比重)			JIS A 1202	
粒度組成			JIS A 1204	

注）・「環告第 59 号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第59 号昭和46年12月28日 改正：環境省告示第35号 令和7年3月31日）を示す。

・「環告第 64 号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（環境庁告示第 64 号 昭和 49 年 9 月 30 日 改正：環境省告示第36号 令和7年3月31日）を示す。

・「底質調査方法」とは、「底質調査方法」（環水大水発第 120725002 号 平成24 年 8月8日）を示す。

・「環告第 14 号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示第14号 昭和48年2月17日 改正：環境省告示第64号 令和7年7月28日号外）を示す。

・「環告第 13 号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示13号 昭和48年2月17日 改正：環境省告示第63号 令和7年7月28日）を示す。

・「環告第 68 号」とは、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（環境庁告示68号 平成11年12月27日 改正：環境省告示第89号 令和4年11月25 日号外）を示す。

第４章　　磁気探査業務

第１節　磁気探査

Ⅱ－４－１－１　適用の範囲

本節は、磁気探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

Ⅱ－４－１－２　探査準備

受注者は、探査を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。

Ⅱ－４－１－３　基準点測量

基準点測量は、Ⅱ－２－１－３　基準点測量を適用する。

Ⅱ－４－１－４　磁気探査

１　探査機器等

（１）　受注者は、磁気探査機の種類・性能については、フラックスメーター方式、フラックスゲート方式、光磁共鳴方式のいずれかを用いて探査を行うものとする。

（２）　受注者は、磁気反応を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いなければならない。

（３）　受注者は、使用に先立ち監督職員に船位測定機及び音響測深機の承諾を得なければならない。

２　磁気探査

（１）　受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の磁気探査を行わなければならない。

（２）　磁気探査位置の測定方法は、Ⅱ－２－１－５　水深測量　３　水深測量　（２）　海上測位を適用するものとする。

（３）　受注者は、特記仕様書に定める深度まで探査しなければならない。

（４）　受注者は、磁気量6.9μWb以上の磁気異常点を探知した場合、監督職員に通知しなければならない。

（５）　受注者は、センサーを海底面に対し一定の高さになるようにして探査を行わなければならない。

（６）　受注者は、動揺のないように一定速度で磁気探査船を運航し、探査を行わなければならない。

（７）　受注者は、検知器を吊り下げて曳航する場合、音響測深機により海底上０～２ｍを保つようにし、その速度は１～２ｍ／ｓで曳航しなければならない。

（８）　受注者は、探査における１回の有効幅を10ｍとし、探査区域を綿密に探査するものとし、曳航中は約30秒ごとに位置の確認を行い、探査もれのないように行わなければならない。

（９）　受注者は、探査において、磁気測定及び検知器と海底面との深度差測定をそれぞれ連続的に記録するとともに、測定位置も同時に記録しなければならない。

Ⅱ－４－１－５　解析

１　磁気量の単位は、μｗｂとする。

２　受注者は、特記仕様書に定める最低の磁気量まで解析するものとし、解析結果について考察しなければならない。

Ⅱ－４－１－６　成果

1　受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2　受注者は、成果物としては次に掲げる内容を記載した報告書を２部作成し、資料とともに監督職員に提出しなければならない。

（1）　報　告　書

・件名
・探査場所
・探査期間
・探査位置図
・探査機器
・測定方法（探査測定方法、探査位置測定方法、磁気量算出方法）
・磁気異常測定値一覧表（位置、磁気量、埋没深度）
　なお、異常点について説明を要するものは、測定値に付記しなければならない。
・総航跡図
・磁気異常点位置図
・解析結果の考察

（2）　資　料

・航跡図（原図）
・船位測定簿
・測定記録（磁気記録、音響測深記録）
・磁気量算出基礎資料
・磁気異常点集約資料
・使用した磁気探査機の総合感度試験資料

Ⅱ－４－１－７　照査

1　受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2　照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

（1）　探査方針及び探査内容の適切性
（2）　測定記録と計算結果の整合性
（3）　測定記録と図面表現の整合性
（4）　航跡と磁気異常点位置の的確性
（5）　成果物の適切性

第５章　　潜水探査業務

第１節　潜水探査

Ⅱ－５－１－１　適用の範囲

本節は、潜水探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

Ⅱ－５－１－２　探査準備

探査準備は、Ⅱ－４－１－２　探査準備を適用する。

Ⅱ－５－１－３　設標

受注者は、潜水探査のため海上に標識桿等を設置しなければならない。

Ⅱ－５－１－４　潜水探査

１　受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び位置の潜水探査を行わなければならない。

なお、ＧＮＳＳを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

２　受注者は、磁気探査機（簡易探査計）を携行した潜水士により潜水探査を行わなければならない。

なお、特記仕様書に突棒探査又は見通し探査の定めのある場合、それに従わなければならない。

３　潜水探査

（１）　受注者は、簡易探査計にて行う調査は、異常点を中心に半径15m以内の区域を入念に探査漏れのないように潜水探査を行わなければならない。

（２）　受注者は、突棒にて行う調査は、磁性のない突棒を使用し、探査区域を探査漏れのないよう入念に50㎝以内の間隔で行わなければならない。

（３）　受注者は、事前に探査機の性能表を監督職員に提出し、その承諾を得なければならない。

（４）　受注者は、潜水探査により確認された磁気異常物が爆発物等の危険物以外の物であれば、すべて引き揚げなければならない。

ただし、引揚げが困難な場合の処置は、設計図書に基づいて監督職員と協議しなければならない。

（５）　受注者は、引き揚げられた異常物の現場発生品調書を作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。

（６）　引き揚げられた異常物が磁気探査の結果に照らし疑義があり、その原因が探査に瑕疵があると認められる場合、監督職員は、再度、潜水探査を指示するものとする。

４　残存爆発物が発見された場合の処置

受注者は、潜水探査で残存爆発物その他危険物が発見された場合、位置の確認のできる標識を設置し、直ちに監督職員及び関係官公庁に通知しなければならない。

５　受注者は、図面及び特記仕様書に定める揚収物の措置を行わなければならない。

６　受注者は、図面及び特記仕様書に定める警戒船を配置しなければならない。

Ⅱ－５－１－５　成果

１　受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

２　受注者は、成果物としては次に掲げる内容を記載した報告書を２部作成し、監督職員に提出しなければならない。

・件名
・探査場所
・探査期間
・探査位置図
・探査機器
・探査方法
・磁気異常物一覧表

一覧表には異常点番号、磁気量、品名、形状寸法、埋没深度、探査年月日等を記載するものとする。

・確認された磁気異常物の写真集
・磁気異常物の確認された位置図
・探査結果の考察

第６章　　土質調査業務

第１節　土質調査

Ⅱ－６－１－１　適用の範囲

本節は、土質調査のためのボーリング、サンプリング、原位置試験、検層及び土質試験（土の力学試験を含む。）に関する一般的事項を取り扱うものとする。

Ⅱ－６－１－２　準備

１　受注者は、陸上部における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督職員に報告し関係機関と協議の上、現場立会い等を行い位 置・規模・構造等を事前に確認するものとする。

２　受注者は、調査目的に適合したボーリングマシン、ポンプ、サンプリング用具、原位置試験用具、検層用具及び材料を用いなければならない。

なお、機械及び用具は、使用に先立ち監督職員の承諾を得るものとする。

３　受注者は、地盤を乱さないように、真円回転で削孔できるボーリングマシン、ボーリングロッド、ケーシングパイプ等を用いなければならない。

４　請負者は、土質に関して豊富な知識経験を持つ従業者に調査させなければならない。

Ⅱ－６－１－３　位置測量

１　受注者は、調査地点の測量基準点は、監督職員の指示により、測量したうえで決定しなければならない。

２　受注者は、調査地点の測量に際してⅡ－２－１－３　基準点測量に準ずるものとし、資料を監督職員に提出しなければならない。

Ⅱ－６－１－４　足場

１　受注者は、作業の安全及び調査精度を確保できる構造のボーリング作業用足場を用いなければならない。

なお、足場の種類及び構造は、使用に先立ち監督職員の承諾を得なければならない。

２　受注者は、海上足場の存置期間中、特記仕様書に定める標識を設置し、管理しなければならない。

Ⅱ－６－１－５　ボーリング

１　受注者は、ロータリー工法によるケーシングパイプ方式又はコアチューブ方式によりボーリングを行うものとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

２　受注者は、「表６－１　ボーリングの必要孔径」に示す孔径で削孔しなければならない。

なお、特記仕様書に定めのある場合は、この孔径によるものとする。

表６－１　ボーリングの必要孔径

土質区分	必　要　孔　径		調　査　目　的
	コアチューブ	ケーシングパイプ	
粘　性　土 砂　質　土 礫　質　土	６６mm	―	標準貫入試験、岩盤のコアリング
	８６mm	９７mm （９０）	シンウォールサンプリング（エクステンションロッド式）、孔内水平載荷試験、原位置ベーンせん断試験、ＰＳ検層、現場透水試験
	１１６mm	１２７mm （１１８）	シンウォールサンプリング（水圧式）、ロータリー式二重管・三重管サンプリング（砂・硬質粘性土・礫質土のサンプリング等）

（　　）：内径を示す。

３　受注者は、削孔用具の口元としてガイドパイプを用いなければならない。

４　受注者は、削孔に泥水を用い、孔壁の崩壊を防止しなければならない。

特に崩壊の恐れがある場合は、適切な径のケーシングパイプを挿入し、孔壁の崩壊を防止しなければならない。

５　掘進深さ

（１）　受注者は、図面及び特記仕様書に定める深さまで掘進しなければならない。

ただし、図面及び特記仕様書に定める深さに達する以前に調査目的を達成できた場合又は図面及び特記仕様書に定める深さに達しても調査目的を達成できない場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

（２）　受注者は、ボーリングの所定深度を完了した時点で、速やかに監督職員の検尺を受けなければならない。

Ⅱ－６－１－６　台船方式ボーリング

台船方式ボーリングは、Ⅱ－６－１－５　ボーリングを適用する。

Ⅱ－６－１－７　原位置試験

１　標準貫入試験

（１）　受注者は、「JIS　A　1219標準貫入試験方法」により地層が変わるごとに行い、同一地層の場合の間隔は１．０ｍごとに標準貫入試験を行わなければならない。

ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。

（２）　受注者は、標準貫入試験を行う際、原則として監督職員の立会いのもとに行わなければならない。

（３）　受注者は、粘性土の場合、原則として標準貫入試験を行わないものとする。

ただし、硬質粘性土で地層確認及び観察試料を採取する場合は、監督職員の指示によるものとする。

（4）　受注者は、標準貫入試験用サンプラーを孔底に降ろし、標準貫入試験の深さが掘進した際の孔底深さであることを確認しなければならない。

なお、孔底深さが５㎝以上浅い場合は、規定の深さまで掘直しを行わなければならない。

（5）　受注者は、標準貫入試験をそれぞれについて、記録用紙（表６－２）に準じて記入しなければならない。

表６－２　土質調査記録表

ボーリング番号	試料番号	打　込　深　度	採取年月日
① №.	②	③ m～　　m	④

⑤ N 値	本　　打　　後打ち 予備打ち　0　10㎝　20㎝　30㎝ 0　(　)　(　)　(　)　(　)　(　)　(　)	回 ㎝

⑥ 柱状図 (右先端)	

試料長	㎝
色	S.L
⑦名称	
記　事	㎝

⑧　作業開始　　時　　分　　終了　　時　　分

注）①　ボーリング地点記号を記入する。
②　標準貫入試験及び乱さない試料採取番号を記入する。
③　試料採取深度を記入する。
④　採取年月日を記入する。
⑤　標準貫入試験のＮ値の測定値（30㎝の打撃数）を記入する。
⑥　観察による土質柱状図を記入する。
⑦　⑥の土質柱状の詳細を記入する。
(a)　記事：混入物（貝殻腐植物等）土質の状態等を詳しく記入する。
(b)　ＳＬ：土の採取長を記入する。（コア本体）
⑧　作業時間を記入する。

2　原位置ベーンせん断試験

（1）　受注者は、地盤の強さに応じてベーン寸法を選ばなければならない。

（2）　受注者は、「JGS1411-2012原位置ベーンせん断試験方法」で試験を行わなければならない。

（3）　受注者は、図面及び特記仕様書に定める間隔で試験を行わなければならない。

3　電気式静的コーン貫入試験

（1）　受注者は、先端抵抗及び間隙水圧を測定しなければならない。

（2）　受注者は、「JGS1435-2012電気式コーン貫入試験方法」で貫入試験等の試験を行わなければならない。

（3）　受注者は、特記仕様書の定める貫入深さまで試験を行わなければならない。

ただし、特記仕様書に定める貫入深さに達しない場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

4　孔内水平載荷試験

（1）　受注者は、使用する試験機の種類を使用に先立ち監督職員の承諾を得なければならない。

（2）　受注者は、「JGS1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】）」により載荷試験を行わなければならない。

（3）　受注者は、図面及び特記仕様書に定める実施地層及び試験間隔で試験を行わなければならない。

5　その他の原位置試験

受注者は、図面及び特記仕様書の定めによりその他の原位置試験を行わなければならない。

6　検層

（1）　ＰＳ検層

ア　受注者は「JGS1122-2012地盤の弾性波速度検層方法」を用い、特記仕様書に定める検層方法によりＰＳ検層を行わなければならない。

イ　受注者は、図面及び特記仕様書の定める間隔で測定しなければならない。

（2）　その他の検層

受注者は、特記仕様書の定めにより、その他の検層を行わなければならない。

7　観察試料の採取

（1）　受注者は、観察試料を各孔とも地層がかわるごとに採取し、同一地層であって約１ｍごとに１個採取しなければならない。

ただし、採取間隔は、上記及び特記仕様書の定めにより難い場合、監督職員の指示に従うものとする。

（2）　受注者は、土質の判定にあたっては、主任技術者が行わなければならない。

（3）　受注者は、採取した観察試料を標本瓶に入れ、「表６－３　ラベル」に示すラベルを貼付し、土層の変化が分かるよう標本箱に整理し、監督職員に提出しなければならない。

なお、標本は各層の代表と思われるものを１個選ばなければならない。標本箱の寸法は、ボーリング１孔分の標本が入るものとする。

表６－３　ラベル

調　　査　　名	
試　料　番　号	号　　番
採　取　深　さ	m～　　m
土　　質　　名	
色　　調	
N　　値	(回／㎝)
採　取　年　月　日	令和　　年　　月　　日
摘　　要	
受　注　者　名	

Ⅱ－６－１－８　台船方式原位置試験

台船方式原位置試験は、Ⅱ－６－１－７　原位置試験を適用する。

Ⅱ－６－１－９　乱れの少ない試料採取

１　軟らかい粘性土の試料採取

（１）　受注者は、軟らかい粘性土の乱れの少ない試料を採取する場合、「JGS1221-2012 固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法」に示されたエクステンションロッド式又は水圧式の固定ピストン式シンウォールサンプラーを用いなければならない。

（２）　受注者は、乱れの少ない試料の採取を１．５ｍごとに行わなければならない。

ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。

（３）　受注者は、シンウォールサンプリングを行う場合「表６－４　サンプリングチューブ諸元」及び「図６－１　サンプリングチューブ」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。

（４）　受注者は、その他のサンプラーによりサンプリングを行う場合、特記仕様書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブ又はライナーを用いなければならない。

表６－４　サンプリングチューブ諸元

名　　称	記　号	仕　　様
材　　質		ステンレススチール（SUS-304）
内　　径	Ds	75㎜±0.5㎜
肉　　厚	t	1.5㎜～2.0㎜
刃先角度	α	６°　±１°
刃先肉厚	t ‘	0.2㎜±0.05㎜
長　　さ		1,000㎜
偏 平 度		Ｄt(max)－Ｄt（min）＜1.5㎜
ただし、Dt（max）、Dt（min）はそれぞれ任意の断面における最大外径、最小外径を示す。		

図６－１サンプリングチューブ

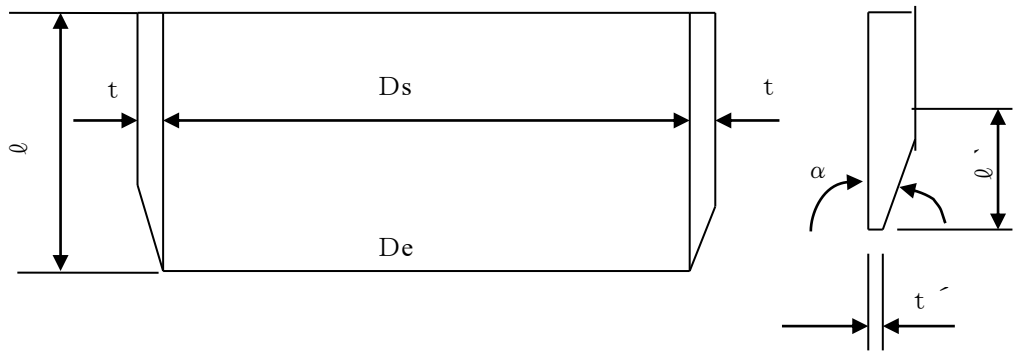

（５）　受注者は、サンプリングチューブを反復使用してはならない。

（６）　受注者は、サンプラーを孔底に降ろし、試料採取の深さが削孔した深さと一致することを確認しなければならない。

なお、孔底深さが５㎝以上浅い場合は、規定の深さまで掘直しを行うものとする。

（７）　受注者はエクステンションロッドの場合、チェーン、ターンバックル等の伸びないものによりピストンを完全固定しなければならない。

また、水圧式の場合にボーリングロッドをスピンドルチャック等によりピストンを完全固定しなければならない。

（８）　受注者は、一様の速さで連続的に素早くサンプラーを押し込まなければならない。

なお、押し込み量は、サンプリングチューブ全長の80%を目標とするものとする。

（９）　受注者は、サンプラー押し込み後、直ちに回転させないように引き上げなければならない。

(10)　受注者は、振動を与えないようにサンプラーを解体しなければならない。

また、ピストンの引抜きは、通気しながら徐々に行うものとする。

(11)　受注者は、採取する試料を、土質試験に供する必要長さ以上（原則として60㎝以上）とし、必要長さが得られない場合は、再採取について監督職員と協議しなければならない。

(12)　受注者は、試料採取後、直ちに次に掲げる事項をサンプリングチューブに直接記入しなければならない。

①件　　名

②ボーリング孔番号

③同一孔内の試料採取の順位

④試料採取深さ

⑤試料採取年月日

⑥試料回収比（試料長／押込長）

表６－５　試料番号記入例

頭部	件　名	Ｋ１２－５		12.75m～13.55m	１＝80／80	刃先
	①	②	③	④	⑥	
			Ｈ５－１－２７			
			⑤			

(13)　受注者は、試料採取後に試料の移動及び状態が変化しないように直ちにパラフィンシール［パラフィン100に対して松脂3の割合（重量比）］を行わなければならない。

(14)　受注者は、サンプラー内面の土や水分を拭き取り、刃先部を1.5㎝以上、頭部を3㎝以上の厚さでシールしなければならない。

(15)　受注者は、シール後にサンプリングチューブの両端にキャップを付してテープ等により目封じを行わなければならない。

２　硬い粘性土、砂質土、砂の試料採取

（１）　受注者は、土質及び調査目的により「JGS1222-2012 ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法」、「JGS1223-2012 ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法」及び「JGS1224-2012 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法」に 示されたサンプラーのいずれかにより硬い粘性土、砂質土及び砂の乱れの少ない試料を採取しなければならない。

ただし、特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。

（２）　受注者は、乱れの少ない試料の採取を１．５ｍごとに行わなければならない。

ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。

（３）　受注者は、サンプリングチューブを反復使用してはならない。

（４）　受注者は、地盤の軟硬に応じた適切な圧力と速度で連続してサンプラーを押し込まなければ

ならない。なお、押し込み量はサンプリングチューブの有効採取長以上にならないようにしなければならない。

（5）　受注者は、「JGS1222-2012 ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法」、「JGS1223－2012 ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法」及び「JGS1224－2012 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。

（6）　受注者は、その他のサンプラーによるサンプリングを行う場合、特記仕様書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。

（7）　受注者は、採取した硬い粘性土試料に１．軟らかい粘性土の試料採取（10）から（15）を適用し、取り扱わなければならない。

ただし、砂質土、砂試料については、特記仕様書の定めによるものとする。

3　乱れの少ない試料の取扱い

（1）　受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないよう取り扱いに注意しなければならない。

（2）　受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬しなければならない。

（3）　受注者は、採取した試料に衝撃及び振動を与えないようにフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬しなければならない。

Ⅱ－６－１－１０　岩盤試料採取

岩盤試料採取は、Ⅱ－６－１－７　原位置試験　７　観察試料の採取を適用する。

Ⅱ－６－１－１１　土質試験

1　受注者は、JIS及びJGSに定める方法により土質試験を行わなければならない。

2　受注者は、特記仕様書の定める試験の種類、数量及び試験条件により土質試験を行わなければならない。

3　受注者は、試験に先立ち監督職員に土質試験場所及び試験装置の承諾を得なければならない。

4　受注者は、一軸圧縮試験、湿潤密度及び含水比の測定を速やかに行うものとする。

5　受注者は、サンプリングチューブから試料を取り出す場合は、押出し装置により刃先から鉛直方向に連続して押出すものとする。

6　監督職員は、土質試験の結果に疑義が生じた場合、又は、瑕疵が認められた場合、再試験を指示することがある。

Ⅱ－６－１－１２　成果

1　受注者は、特記仕様書に定めのある調査目的を満足するよう、試験結果を整理しなければならない。

2　成　果

（1）　受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

（2）　受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を監督職員に２部提出しなければならない。

・件名

・調査場所

・調査期間
・調査位置図・平面図
・土層断面図
・土質柱状図
・土質試験結果
・サンプリング記録
・土質定数深度分布（土性図）
原則として、地盤工学会制定「地盤調査の方法と解説」及び「地盤材料試験の方法と解説」の様式とする。

Ⅱ－６－１－１３　照査

１　受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない

２　照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

（１）　調査方針と土質調査内容の適切性

（２）　土質試験結果の適切性

（３）　成果物の適切性

第７章　　提出書類

第１節　提出書類

Ⅱ－７－１－１　業務委託着手前の提出書類

番号	書　類　名	提出部数	様式	提　出　条　件	提　出　先	提出期限	参照頁	提出※１
１	業務着手通知書	１	１－１		監督所管	契約締結後14日以内	Ⅶ－前－１	○
２	業務工程表	１	１－２	契約書（Ｂ）第４条による。	〃	〃	Ⅶ－前－２	○
３	主任技術者通知書	１	１－３	契約書（Ｂ）第１９条による。	〃	〃	Ⅶ－前－３	○
４	主任技術者変更通知書	１	１－４	主任技術者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ－前－４	△
５	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	１	１－11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ－前－11	当初：○変更時：△
６	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	１	１－13	当該受注者と直接的かつ恒常的なにより雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ－前－13	当初：○変更時：△
７	労災保険加入証明書	１	１－15	Ⅱ－１－１－１３による。	〃	〃	Ⅶ－前－15	当初：○変更時：△
８	再委託承諾申請書	１	１－16	再委託を行う場合に提出する。 契約書（Ｂ）第１６条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ－前－16	△
９	再委託業者通知書	１	１－17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（Ｂ）第１６条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	Ⅶ－前－17	△
１０	再委託内容変更通知書	１	１－26	承諾した内容に変更があった場合に提出する。	〃	変更に伴う履行開始前	Ⅶ－前－27	△
１１	履行体制（変更）届	１	１－27	再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合に提出する。	〃	再委託の相手方からさらに第三者に委託するとき	Ⅶ－前－28	△

１２	理由書兼誓約書	１	１－28	再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。	〃	再委託するとき	Ⅶ－前－30	△
１３	テクリス登録のための確認のお願い テクリス登録内容確認書	１	指定②	受注者（ただし、業務種別 100～600 に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が 100 万円以上の業務について作成し提出する。 ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 Ⅱ－１－１－１３による。	〃	契約締結後、土・日・祝日等を除く 15 日以内	―	△
１４	業務委託前払金申請書	１	１－18	前払金を請求する場合に提出する。 契約書（Ｂ）第３９条による。	〃	前払金を請求する時	Ⅶ－前－18	△
１５	誓約書 （大阪市暴力団排除条例）	１	１－29	受注者及び再委託業者等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。	監督所管（再委託業者等） 契約管財局（受注者）	契約締結時、再委託業者等	―	△

※１　○・・・・必ず提出　　△・・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（Ｂ）：測量等業務委託契約書
様式欄の「―、指定①、指定②」とは下記のことである
　―　　Ⅱ－１－１－１３第２項による
　指定①　該当時に監督職員が提示
　指定②　業務実績情報システムの指定

提出期限について
　特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

Ⅱ－７－１－２　業務委託実施時の提出書類

番号	書　類　名	提出部数	様式	提　出　条　件	提　出　先	提出期限	参照頁	提出※1
１	業務計画書	１	―	打合せ時に要する部数を別途用意すること。 Ⅱ－１－１－１５による。	監督所管	契約締結後14日以内	―	○
２	業務打合せ書	２	２－１	発注者と受注者の間で、指示・通知・協議・承諾・報告・提出等をとりかわす場合に提出する。	〃	打合せの都度	Ⅶ－中－１	△
３	身分証明書交付願	１	指定①	身分証明書の交付を必要とする場合に提出する。	〃	交付予定日の７日前まで	―	△
４	業務月報	１	２－２	毎月の委託内容を記入し半月毎に提出する。	〃	上半月は当月20日、下半月は翌月5日まで	Ⅶ－中－２	○
５	業務日報／（表紙）	１	２－３	日々の委託内容を記入し検査時に提出する。(担当者から指示があれば提出する)	〃	業務委託完了日	Ⅶ－中－３	△
６	休日・夜間業務届出書	１	２－４	休日及び夜間に実施する場合、作成し提出する。 Ⅱ－１－１－４４による。	〃	休日・夜間業務５日前まで	Ⅶ－中－５	△
７	休日・夜間業務実施報告書	１	２－５	休日及び夜間を届出した場合、作成し提出する。 Ⅱ－１－１－４４による。	〃	休日・夜間業務後速やかに	Ⅶ－中－６	△
８	貸与品借用書	１	２－６	貸与品の引渡しを受けた場合に提出する。 契約書（Ｂ）第２２条による。	〃	引渡しの日から７日以内	Ⅶ－中－７	△
９	貸与品返納書	１	２－７	貸与品を返納した場合に提出する。 契約書（Ｂ）第２２条による。	〃	貸与品返納日	Ⅶ－中－８	△
１０	貸与品整理表	１	―	貸与品を返納した場合に、必要に応じて貸与品返納書に添付する。	〃	貸与品返納後速やかに	―	△
１１	支給品請求書	１	２－８	支給品の受払いがある場合、作成し提出する。	〃	受払い予定日の７日前まで	Ⅶ－中－９	△
１２	支給品受領書	１	２－９	支給品の受払いがある場合、作成し提出する。	〃	支給品の受払い日	Ⅶ－中－10	△
１３	支給品清算書	１	―	支給品の受払いがある場合に、支給品受領書に添付する。 Ⅱ－１－１－１４による。	〃	受払い後速やかに	―	△
１４	事故報告書	１	指定①	事故が発生した場合に提出する。	〃	事故発生時速やかに	―	△
１５	設計変更協議書	２	２－10	設計変更事項が生じた場合に提出する。	〃	変更する必要がある場合速やかに	Ⅶ－中－11	△
１６	設計変更履歴一覧表	１	２－11	設計変更協議書に添付する。（２回目以降）	〃	設計変更協議書提出時	Ⅶ－中－12	△

１７	設計変更承諾書	１	２－12	設計変更契約締結までに実施を必要とする設計変更事項が生じた場合は、本市から設計変更実施指示書を交付するので、これに対する承諾書を提出する。	〃	設計変更指示書を受領後速やかに	Ⅶ－中－13	△
１８	部分使用同意書	１	指定①	発注者より引渡し前に成果物の全部又は一部の使用について、同意の提示があった場合に提出する。 契約書（Ｂ）第３８条による。	〃	同意の提示があった場合速やかに	―	△
１９	履行期間延長協議書	１	２－13	業務委託の実施にあたり、やむを得ない事情により、期限内に完了することが不可能となった場合に提出する。	〃	延長の必要が生じた場合。ただし、完了期限 14 日前まで	Ⅶ－中－14	△
２０	業務委託履行遅延報告書	１	２－14	受注者の責に帰する理由により履行遅延が生じるおそれがある場合に提出する。	〃	履行遅延が生じる 14 日前まで	Ⅶ－中－15	△
２１	履行遅延届兼業務委託続行願	１	２－15	受注者の責に帰する理由により履行遅延が生じる場合に提出する。	〃	履行遅延が生じる 7 日前まで	Ⅶ－中－16	△
２２	テクリス登録のための確認のお願い テクリス登録内容確認書	１	指定②	受注者（ただし、業務種別 100～600 に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が 100 万円以上の業務について作成し提出する。 ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 Ⅱ－１－１－１３による。	〃	変更・訂正時に各事実発生日から土・日・祝日等を除く 15 日以内	―	△
２３	安全訓練実施報告書	１	２－17	屋外で行う測量・調査等業務がある場合に、安全訓練を実施し提出する。 Ⅱ－１－１－４０による。	〃	実施月の翌月の 5 日まで	Ⅶ－中－18	△
２４	誓約書	１	参考１	履行遅延届兼業務委託続行願に添付	〃	履行遅延が生じる 7 日前まで	Ⅶ－中－19	△
２５	議事録	１	参考２	打合せ事項（議題）があった場合に提出する。	〃	打合せ事項（議題）があった場合速やかに	Ⅶ－中－20	△
２６	議事録―２	１	参考３	打合せ事項（議題）があった場合に提出する。	〃	〃	Ⅶ－中－21	△

※１　○・・・・必ず提出　　△・・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（Ｂ）：測量等業務委託契約書
様式欄の「―、指定①、指定②」とは下記のことである
―　　Ⅱ－１－１－１３第２項による
指定①　該当時に監督職員が提示
指定②　業務実績情報システムの指定

提出期限について

　特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

Ⅱ－７－１－３　業務委託完了時の提出書類

番号	書　類　名	提出部数	様式	提　出　条　件	提　出　先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務報告書	仕様書の定めによる	―		監督所管	作成後速やかに。	―	○
2	業務記録写真	1	―	業務実施状況の確認が必要な場合に提出する。	〃	作成後速やかに。	―	△
3	納品書	1	3－1	Ⅱ－1－1-20による。	〃	納品日	Ⅶ－完－1	○
4	部分払（第　回中間）検査願	1	3－4	部分払を請求する場合に提出する。 契約書（B）特約条項による。	〃	検査希望日の 10 日前まで	Ⅶ－完－4	△
5	業務完了通知書	1	3－8	契約書（B）第３６条による。	〃	業務委託完了日	Ⅶ－完－8	○
6	業務委託部分完了通知書	1	3－9	業務委託部分完了日に提出する。 契約書（B）第４３条による。	〃	業務委託指定部分完了日	Ⅶ－完－9	△
7	検査指示事項処置確認書	1	3－10	検査指示事項があった場合に処置完了すれば提出する。	〃	処置完了後速やかに	Ⅶ－完－10	△
8	テクリス登録のための確認のお願い テクリス登録内容確認書	1	指定②	受注者（ただし、業務種別 100～600 に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が 100 万円以上の業務について作成し提出する。 ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 Ⅱ－1－1－13による。	〃	業務委託完了後、土・日・祝日等を除く 15 日以内	―	△
9	請求書	1	3－11	契約書（B）第３７条による。	〃	検査実施後かつ指示事項処置完了後	Ⅶ－完－11	○

※1　○・・・・必ず提出　　△・・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（B）：測量等業務委託契約書
様式欄の「―、指定①、指定②」とは下記のことである
　―　　Ⅱ－1－1－13第２項による
　指定①　該当時に監督職員が提示
　指定②　業務実績情報システムの指定

提出期限について
　特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む